

税制調査会（第5回総会）議事録

日 時：令和7年5月15日（木）9時45分

場 所：財務省第3特別会議室（※WEB併用会議）

○翁会長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第5回「税制調査会」を開会します。

本日の出席者は、お手元にお配りしているとおりとなります。オンラインで御出席の方につきましても、接続の確認ができております。

オンラインで御出席の方におかれましては、会議の途中で通信などに支障が生じましたら、あらかじめお伝えしている事務局の電話番号に御連絡をいただければ対応させていただきます。

なお、プレスの方々には別室にて当会議の様態を御覧いただくこととしています。また、インターネットでの中継も行っておりますので、どうぞお含みおきください。

それでは、カメラの皆様はこちらで御退室をお願いします。

（報道関係者退室）

○翁会長

それでは、議事に入りたいと思います。

皆様御案内のとおりかと思いますが、令和7年度の税制改正法は、与野党の間における協議、衆議院での法案修正を経て、去る3月末に成立いたしました。本日は、今年度税制改正の中から、個人所得課税の人的控除に関する改正を取り上げたいと思います。

所得税関係の税制改正においては、物価上昇局面における税負担の調整や、これまで政府税調においても議論されてきた働き方を含む経済社会の構造変化といった観点も踏まえ、所得税の基礎控除額の引上げや、給与所得控除の最低保障額引上げ、大学生年代の子などに係る新たな控除の創設などが行われております。

これらの改正は、多くの納税者である国民の皆様に関係するものでもあり、また、今後政府において検討すべき事項なども国会の議論で指摘されましたので、委員の皆様とともに今般の改正内容などを再確認するとともに、個人所得課税に関して、今後、政府税調においてどのような点を議論していけばよいのかといった点について認識を共有できればと考えております。

つきましては、事務局から、今般の個人所得課税に係る主要な税制改正の内容や、今後の検討課題となる点を含め、御説明いただいた上で、意見交換をさせていただければと思います。

それでは、早速ですが、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

財務省主税局の藤山税制第一課長、総務省自治税務局の水野市町村税課長の順に、

続けてお願いします。

○藤山主税局税制第一課長

資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

まず2ページ目以降、令和7年度改正における所得税の税負担の物価調整と就業調整への対応の内容です。

3ページ目をお願いします。

物価が上昇する局面の中で、今般の令和7年度税制改正においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ、そして、就業調整への対応として大学生年代の子の親への特別控除の創設という、大きく3つの改正を行っています。これらについて、次ページ以降で説明をさせていただきます。

4ページ目をお願いします。

まず、基礎的なところですが、所得税の税額計算です。一番左側ですが、収入から経費あるいはそれに類するものを控除する形で所得金額を計算します。給与収入の場合は、給与収入全体から給与所得控除ということで、概算経費的な性格を持つ控除、この額を差し引いて所得金額を計算します。その上で、各種の人的控除、その他の控除という所得控除の額を差し引いて課税所得金額を計算することになります。基礎控除は、ここに含まれます。

こうして出された課税所得金額に超過累進税率を掛けて税額を計算するという形になっています。右下に累進税率の表がございますが、所得の区分ごとに税率が定まっており、最初の195万円までは5%、330万円までは10%といった形で累進税率が決まっています。

5ページ目をお願いします。

課税最低限についてです。年末以降、103万円ということで報道されていましたが、この103万円という数字は、一番左側に記載の基礎控除と給与所得控除、これは最低保障額ですが、改正前の数字で48万円と55万円を足した額です。この水準を超えると課税が発生するとして定められていました。他方で、課税最低限については、世帯の構成によってまちまちです。右側に積み上がった絵を見ていただきますと、例えば夫婦片働き、大学生の子1人がいる世帯においては、給与所得控除と基礎控除のほかに配偶者控除、特定扶養控除というものがあり、これらを積み重ねると、課税最低限がこの例でいうと285.8万円になるということです。

この課税最低限について、過去の政府税制調査会における議論の御紹介が右側の点線囲みの中にございます。ゴシックでハイライトしていますが、「課税最低限については、生計費の観点からのみではなく、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります」と示されています。

6ページ目をお願いします。

物価上昇局面において、なぜ税負担の調整が必要になるかを説明したものです。

【イメージ】のところに3つのパターンが記載されています。①を御覧いただきますと、まず所得金額が400あり、そこから100の控除を引いて課税所得を計算するという前提で記載しています。400から100を引いた300が課税所得となり、税率の5%を掛けて15の税額が発生するということです。②のパターンは、①のときから物価が20%上昇、名目賃金が20%上昇したというパターンです。この場合は、所得金額が400から480に増え、仮に控除の額が②のパターンのように定額で固定されていますと、課税所得が380に増え、ここに対して5%の税率を掛けた19の税額が発生するということです。③のパターンは、控除額を物価上昇に合わせて20%引き上げた場合ですが、所得金額は②と同様に480、控除額が100から20%上がり120になります。結果として、課税所得360に税率5%を掛けると18の税額が発生するということです。右側に税負担率、オレンジ色の背景のところですが、①のパターンと②、③を比較しますと、②のように控除額を一定で保つと税負担率が向上する。一方で、③のように控除額を物価上昇に合わせて引き上げると税負担率は一定ということになります。こうしたことを踏まえた物価調整が必要との前提の議論です。

7 ページ目をお願いします。

平成30年度改正時における振替を除くと、前回、基礎控除の金額の引上げを行ったのは平成7年です。そのときから当時この議論を行っていた最中に取れた2023年の消費者物価指数は110.1ということで、10%程度上がっています。他方で、生活実感というところで考えますと、生活必需品の物価を見る必要もあるということで、消費者物価指数の中で生活必需品を多く含む基礎的な支出項目について見ますと、20%程度上がっているということです。これらを踏まえて、年末の議論では基礎控除48万円を20%、10万円引き上げて58万円にするというような結論が得られたところです。

8 ページ目を御覧ください。

今申し上げた基礎控除の引上げです。基礎控除自体は改正前の制度においても2,400万円を超えていくと徐々に逓減して消失するという仕組みになっていましたが、今般10万円の引上げについては、この消失、逓減するという仕組みを踏まえまして、2,350万円までの方について10万円の引上げを行ったところです。

9 ページ目をお願いします。

給与所得控除です。給与所得控除については、給与収入の額に応じて控除額が決定されるという仕組みになっていますが、特に低所得の方、改正前の制度において162.5万円以下の方については、定額55万円で控除するという仕組みでした。こちらでも定額で決まっているということで、物価上昇局面の中で基礎控除と同様に10万円引き上げ、55万円から65万円にするということです。

10 ページ目をお願いします。

これまで御説明申し上げたのは年末までの議論で、これに基づいて政府の改正法案

を提出しましたが、その後、国会等において与野党の中で議論が継続された結果、与党の修正案という形でさらなる改正が盛り込まれ、成立したところです。上にブルーとオレンジの箱が2つございます。まずブルーの部分については、先ほど申し上げた基礎控除と給与所得控除の最低保障額それぞれ10万円の引上げの部分ですが、それに加えてオレンジ色の部分。まずは、低所得者層の税負担への配慮ということで、課税最低限の水準、ブルーの政府案では、103万円が123万円になったわけですが、低所得者については、生活保護基準の水準を勘案しまして、課税最低限を160万円に引き上げられました。これは東京都の生活保護基準が160万円弱ということで、それを踏まえたものと承知しています。

それから、2ポツ目ですが、物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況の中で、中所得者層まで含めて幅広く税負担を軽減しつつ、高所得者優遇とならないような工夫をするため、上乘せ措置が盛り込まれました。具体的には、下の絵を御覧ください。給与収入で見ますと200万円相当までの方には、ブルーの10万円の引上げに加えて、37万円の追加的な上乘せの控除をつける。それから、200万円相当を超えるところについては、これは限界税率ごとに控除の上乘せがなされ、限界税率5%の475万円相当までの方々については、10万円に加えて30万円、合計で40万円の上乗せがなされる。40万円に5%掛けた2万円の税負担の軽減になる。475万円相当から665万円相当までの方については、限界税率10%であり、10万円と10万円の上乗せ、合計で20万円の上乗せがなされる。これの10%ですので、2万円の税負担の軽減になる。850万円相当までの方は限界税率20%ですが、ここは5万円の上乗せということで、10万円と5万円の上乗せで合計15万円、20%ですので3万円の税負担の軽減になる。政府案と合わせてみますと、トータルではほぼ全ての階層の方に対し、2万円～4万円の税負担の軽減になるということです。

11ページ目をお願いします。

この与党修正の中において、令和7年度税制改正法の附則に、所得税の抜本的な改革を行うべきとする趣旨の検討条項が盛り込まれました。第81条を御覧いただきますと、政府は、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を加えるということ。第2項ですが、抜本的な改革の検討に当たってということで、先ほど申し上げた基礎控除等が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的な税負担が増加するという課題への対応について、所得税の源泉徴収をする義務がある者の事務負担への影響も勘案しつつ、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという方向性により、具体的な方策を検討するとされています。

12ページ目をお願いします。

いわゆる103万円の壁です。103万円は、先ほど御説明した給与所得控除の最低保障額と基礎控除の額の合計額ですが、ここが就業調整をする境目になっているという御

指摘があります。これについて左側ですが、パートなどで働いている方御本人の税負担について、103万円を超えると税負担が発生しますが、その税負担額は、103万円を超えた部分に対してまずは5%という水準の税率で課税されることになりますので、ここで手取りが減少するといった現象は起きません。右側は、配偶者を扶養している側の税負担です。103万円を超えると、過去においては配偶者控除が受けられなくなるということで、ここで壁が生じて、世帯の手取りの逆転が生じてしまうということがございましたが、これをなくすために、まず配偶者控除をいきなり全額受けられなくするというのではなくて、階段状に消失させていく仕組みにし、さらには、平成29年度の改正において、配偶者の収入が150万円までは配偶者控除満額の水準と同額の控除が受けられる仕組みにするということを通じて、対応を行ってきたところです。

13ページ目をお願いします。

昭和61年以前は、左側のグラフを見ていただきますように、103万円を超えたところで世帯の収入が減少する逆転現象が発生していましたが、その後の改正により、こういった逆転現象がなくなり、配偶者に関して、税法上は103万円の壁という事象は生じないということです。

他方で、14ページ目です。

左側のグラフは、先ほど御覧いただいた配偶者控除での対応ということになりますが、この議論の過程において、大学生のアルバイトについて103万円を超えると親が控除を受けられなくなり、そこで就業調整が生じている。すなわち、親がお子さんに対し103万円を超えて働くなという要請をして、働き控えが生じているという御指摘がございました。

この点について、15ページ目ですが、配偶者特別控除と同様の仕組みとして、特定親族特別控除というものを創設し、お子さんが150万円まで働いても、特定扶養控除の最高額と同額の水準の控除を親が受けられる、かつ、段階的に消失するような仕組みを導入したところです。

16ページ目以降です。

先ほどの令和7年度税制改正法の附則において、所得税の抜本的な改革を行うということで記載がなされています。

17ページ目をお願いします。

まず、各種所得ですが、現在、所得税法上10種類に所得分類がなされ、それぞれに対象と所得の計算方法が定められている上で、課税方式は、ほかの所得と合算して限界税率を掛けて計算する総合課税なのか、あるいは分離方式、総合課税とは別途、所得特有の課税方式で課税するようなものなのかということが定められています。

18ページ目をお願いします。

各種控除のうち人的控除です。基礎的な人的控除として、基礎控除、配偶者控除、扶養控除というものがございます。また、特別な人的控除については、障害者控除、

寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除がございまして、それぞれについて控除の水準が定められているところです。

19ページ目をお願いします。

人的控除以外の控除として、ここにございますような雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、iDeCoなどを含む小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除といった形で、それぞれの制度が組み込まれているということで、今後、先ほど御説明した各種の所得及び諸控除の見直しも検討していく必要があります。

以上です。

○水野自治税務局市町村税課長

私から、資料（総5－2）「個人住民税について」について御説明をさせていただきます。住民税については、与党の議論などにおいて、地域社会の会費的な性格を踏まえ、所得税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化等の観点から総合的に勘案して対応を決めてまいりまして、その結果として、先ほど所得税のほうからお話がありましたが、所得税とは一部異なる対応となっています。その一部異なる内容を中心に御説明をしていきたいと考えています。

まず、2ページ目は全体の総括表です。左側に「改正内容」のうち、主なものを並べています。給与所得控除、基礎控除等々が並んでいますが、このうち基礎控除の見直しについては、所得税と異なる対応をしていまして、住民税は改正をしていません。その他の給与所得控除の見直し、大学生年代の子等、特定扶養控除関係ですが、こういったものについては所得税と同様の対応となっています。その結果、「非課税ライン」を見ていただきますと、従来、住民税については単身者の場合、100万円までが非課税のラインでしたが、これが給与所得控除を反映し、改正後、110万円になっています。これが全体の概略です。

3ページ目をお願いします。ここからは、住民税の制度的なところを御説明しながら、なぜ違う対応となったのかについて簡単に触れながら御説明をしていきたいと思えます。まず、住民税の概略ですが、税込規模を真ん中に書いていますが、13兆円ちょっとでして、所得税よりもやや小ぶりの規模です。その一方で、納税義務者数は約6000万人となっており、所得税は大体5000数百万人と認識していますが、納税義務者数のベースで見ますと、住民税のほうが多くなっています。これは、先ほど地域社会の会費的性格と申し上げましたが、歴史的いきさつから、できるだけ多くの方に自治体を支えていただきたいといった理念を持った税でして、なるべく多くの納税者にお支払いいただきたいという理念が込められた結果として、納税義務者数が多い税目になっています。そして、この絵ですが、税率の違いが載っています。緑色の所得税は累進課税になっていますが、住民税は10%一律のフラット税率になっています。そして、その10%の税率の内訳ですが、市町村民税6%、県民税4%となっています。そ

の下※ですが、指定都市については市民税が8%、都道府県民税が2%となっていて、これを見ていただければ明らかなおおり、より市町村のほうに影響が大きい税目となっています。先ほど地方税財源の影響を勘案しながらの判断であったと申し上げましたが、恐らく市町村への影響が非常に大きい税目であるということも一つの考慮要素になったのではないかと理解しています。

4 ページ目をお願いします。

住民税の所得割の計算の仕組みです。同じような資料が先ほど所得税のほうでもございましたが、所得税と住民税の違いで申し上げますと、左から1列目と2列目、収入から給与所得控除も含めて経費を引いて合計所得金額を出す、ここまでは所得税と住民税は同一です。所得というのは会計上の概念であり、ここで違いがあるのはおかしいだろうということで、ここまでは完全に一致しています。その後、所得から所得控除を引いて課税所得を出していく段階、ここから住民税独自の計算体系になっています。「所得控除」のところに矢印がついていますが、所得控除については、上の吹き出しにございますとおり、基礎控除、扶養控除、特定扶養控除など、所得税と住民税では異なる金額となっており、住民税のほうが低い金額となっています。その理由ですが、右側に書いてあるとおり、地域社会の会費という性格から、いずれも所得税より低く、地方税独自に設定をしているということです。

こういうことになった経緯を御説明したいと思います。5 ページ目を御覧ください。今回、基礎控除がかなり議論になりましたので、基礎控除を例に挙げまして、何ゆえ所得税、地方税が違っているのかについて御説明をさせていただきたいと思います。箱の中を見ていただきますと、基礎控除、これは基礎控除だけに限らず人的控除全体ですが、住民税の所得割ができたのは昭和25年になります。この時点においては、所得税の計算の例による、具体的には所得税の課税所得ないしは所得税額そのものを使って住民税所得割を計算するというようになっていましたので、所得税の所得控除の動きがそのままダイレクトに反映される仕組みに当初なっておりました。その後、昭和37年度より、住民税独自の所得控除が創設され、現行の制度になったわけです。そうなった理由については、右側の点線の箱に【基礎控除の沿革等】と書いてございます。昭和35年12月の政府税調の答申によりますと、所得税の改正がそのまま住民税に影響を及ぼさないよう、その各種の控除の金額に地方税独自の金額を定めることを基本とした。この結果、昭和37年度より、所得税の影響を遮断できるよう、個人住民税独自の基礎控除を創設した。このような経緯です。これについてもう少し補足させていただきますと、その当時の答申には、国税の改正の影響を自動的に受け、それぞれ財政需要の異なる多数の地方団体の税制として、自主性、安定性に欠けるといった指摘があり、したがって、所得税の影響をできるだけ遮断したいといった趣旨から、住民税においては違う所得控除の体系を取っているという経緯があります。今回、基礎控除について異なる対応をしたわけですが、このような歴史的な経緯、制度的な趣旨、

この辺りについて考慮されたものだと理解をしています。

6 ページ目をお願いします。

給与所得控除の見直しです。こちらについては所得税と同一ですが、3つ目の○にございますとおり、適用年度は1年、前年課税方式ですので、令和8年度分からの適用、この点だけが違います。

7 ページ目をお願いします。

大学生年代の子等への対応です。こちらについては、所得税と同様の対応を取っています。まず、適用年度が8年度分になるということと、もともと特定扶養控除の金額が、下の絵にあるとおり、所得税と住民税では所得控除の額が違っていますので、その差に伴う対応はしていますが、基本的には所得税と同様の対応をしているということです。

8 ページ目をお願いします。

こちらは参考として、人的控除の一覧表です。控除額の数字が右から2列目ぐらいに書かれており、所得税、住民税と並んでおりますが、それぞれ金額が違っていきまして、いずれも住民税のほうが低い金額として設定されているところです。

9 ページ目をお願いします。

こちらも参考ですが、大綱決定を受けた各地方団体の声明ということで、知事会、市長会などから、今回の対応について非常に配慮をいただいて感謝するといったお話、理解するといったコメントをいただいています。

私からは以上です。

○翁会長

御説明ありがとうございました。

それでは、皆様から、今般の改正内容についての御意見、御質問や、個人所得課税に関して、今後、政府税調においてどのような点を議論していけばよいかといった点について御意見を賜ればと思います。本日も多くの方々に御出席いただいておりますので、これまで同様にスムーズな議事運営に御協力をいただければ幸いです。

では、御準備ができた方から、会場で御出席の方も含め、画面上の挙手をしていただければと思います。挙手いただいた順に指名させていただきますが、委員の出席可能な時間の関係で前後する場合もございますので、あらかじめ御了承ください。

本日、佐藤主光特別委員から意見書の提出がございます。お手元にもお配りしますので、併せて御覧いただければと思います。

それでは、挙手をお願いします。

佐藤主光特別委員、お願いします。

○佐藤（主）特別委員

よろしくお願いします。詳細は意見書を御覧いただくとして、私のほうから簡単に何点かコメントさせていただきます。

まず、今回の基礎控除の見直しについてですが、今後、基礎控除を物価に連動させることについて、私は全体的には慎重な対応が必要だと思います。というのは、今回はインフレに対する対応として基礎控除を挙げていますが、同じロジックでいくなれば、デフレのとき、物価が下落したときには基礎控除を下げるのかという議論になると思います。しかし、これは政治的にも難しいと思います。年金のマクロスライドと同じような問題が起きる可能性がありますので、少なくともインフレで基礎控除を上げるのであれば、デフレのときどうするのかという議論はしておいたほうがいいと思います。

もう一つ、これに関わるのですが、所得税には、ビルトイン・スタビライザーと呼ばれる景気の安定化機能があります。景気が過熱したときに、税額を増やして可処分所得を抑え、消費の加熱を抑える機能があるのですが、仮に基礎控除あるいは諸々の所得控除を物価に連動させるということになりますと、ビルトイン・スタビライザーの機能が失われることになります。ここについても慎重な検討が必要かと思います。仮に、今後、物価に連動させるというのであれば、それは短期的な物価の動向ではなく、今日御説明が少しありましたが、例えば長期的な物価の動向に合わせて何年かに1回の見直しを行い、ある程度物価を平準化させ、インフレを平準化させる形で基礎控除に反映させるなどの一工夫が要ると思います。

さらに、今後の所得税の見直しについては、やることがたくさんあると思うのですが、喫緊の課題は、所得控除を税額控除化したほうがいいと思います。かつて、税額控除は政策減税であり、所得控除は最低生活保障だという論点整理があったような気がするのですが、今回の特例措置からも分かりますように、基礎控除も政策税制化しているので、その実態に合わせても構わないと思います。それから、税額控除化することができれば、仮に税額控除を上げて、高所得者層だけ減税額が増えるという事態も避けられると思います。また、今回の特例措置で、低所得者の方々への基礎控除を上げていますが、これを将来的には、例えばアメリカの勤労所得税額控除のようなところと連動させて、低所得の勤労世帯に対する税額控除の上乗せみたいな形に転換することも可能になってくると思いますので、今後の検討として、所得控除の税額控除化というのは再び議論の俎上にのせるべきかと思います。

ほかにも幾つかありますが、私の意見書の最後のところだけ申し上げますと、今日は総務省から個人住民税の御説明がありましたが、所得税、個人住民税、それに加えて社会保険料との一体改革が求められると思います。現役世代にとって重いのは、所得税ではなく社会保険料ということになりますので、そちらとも歩調を合わせた見直しが必要になってくると思います。政府税制調査会の中でどれぐらいできるか分からないのですが、社会保険料も見据えながらの議論が必須だと思います。

私からは以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

河野特別委員、お願いします。

○河野特別委員

地方の立場から御意見を申し上げます。

今回の改正に当たりましては、物価高や賃上げ、また多くの産業での人手不足が継続する中で、財源や地方の財政運営等にも十分配慮しつつ、雇用や所得環境の改善が図られる、そのような対応に感謝をしています。地方の我々としては、継続的に社会保障関係費が増嵩している状況に加えて、昨今の人件費や大幅な物価高、そして、インフラの老朽化等に対応しなければならない、厳しい状況にあるものと認識しています。そのような中でも、地方団体は安定的に行政サービスを提供しながら、地方創生の取組、子ども・子育て政策、人口減少対策、国土強靱化、様々な課題を着実に取り組んでいく、そのような責務を担っているところです。そういう状況の中で、物価高による暮らしの不安、今後の経済情勢の不透明な状況も踏まえて、今日は個人所得課税の問題ではありますが、消費減税、減税議論が横行していることを非常に懸念しているところです。国も地方も、財政運営に将来禍根を残さないよう、しっかりとした議論、地に足をつけた議論が必要ではないかということを考えています。今後、例えば103万円の壁の見直し等に当たっては、地方が担う行政サービスに支障を来すことがないように、地方交付税の原資の減少分も含めて、地方の減収分について代替となる恒久財源を適切に措置するなど、地方の実態や声というものを十分に踏まえた丁寧な議論を進めていただきたいと考えております。それから、昨今、税をめぐる浮ついた議論があるわけですが、地に足がついた議論を誘導していくためにも、政府税調での真摯な議論をしっかりと国民の皆さんにお伝えしていくような発信、啓発の活動も含めて力を入れていくことは重要であると考えています。様々な御配慮に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

○翁会長

どうもありがとうございました。

芳野委員、お願いします。

○芳野特別委員

本日の議題について、労働者、生活者の立場から、今後検討すべき点を4点申し述べたいと思います。

1点目は、所得税の課税最低額についてです。令和7年度税制改正で103万円の壁はなくなりましたが、新たに多くの壁がつくられました。公平・中立・簡素という税制の基本原則からかけ離れた複雑な制度設計は、税に対する国民の理解と信頼を損ねかねません。また、基礎控除が憲法25条に基づく生存権の担保であることを踏まえれば、所得額で控除額に差を設けるべきではなく、2400万円以上は基礎控除が減額される現行の制度も含め、基礎控除額は一律にすべきです。その上で、高所得者ほど税負

担の軽減額が大きくなる所得控除から税額控除に変えていく必要があると考えます。

2点目は、配偶者控除についてです。配偶者控除は、扶養関係と一定収入のみを基準とする扶養控除に整理・統合した上で、現行の配偶者特別控除に準じた措置を講じる必要があると考えます。

3点目は、退職所得控除についてです。退職所得控除の見直しを示唆する言及が政府よりありましたが、退職金は賃金の後払いと長年の勤労に対する報奨的給与としての性格を有しており、制度変更によって不利益が生じることがあってはなりません。ライフスタイルに合わせた多様な就労形態などを踏まえ、見直していくことに異論はありませんが、見直す場合は、現行制度と比較して退職所得控除額が減額とならない額にすべきと考えます。

4点目は、所得税の総合課税化についてです。高所得者ほど所得税額負担割合が低下する、いわゆる1億円の壁問題は、令和5年度税制改正を経ても是正されておられません。壁をなくし、公平・公正な税制を実現するためには、全ての所得を合算して担税力の基準とし、そこに累進税率を適用することが必要と考えます。また、総合課税化を進めていくためには、金融所得を含めた正確な所得捕捉が必要であり、全ての預貯金口座とマイナンバーの紐付けをはじめとする環境整備も行う必要があると考えます。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

寺井特別委員、お願いします。

○寺井特別委員

私は、2つの点について意見を申し上げたいと思います。1つは、基礎控除の拡大がなされたことについて、今回、物価上昇への対応という点を超えた税制の改正が行われたという印象であり、その結果、非常に税制が複雑化したと思っております。

10ページをお願いします。これは、給与収入が低いほど基礎控除の引上げ額が大きいということで、税による再分配が強化される形になっています。事務局やほかの委員が仰ったように、所得税については累進課税を施すことで既に再分配機能が備わっているはずで、本来、基礎控除に所得再分配の役割が期待されていたのかというところを、基礎控除の意義という原点に戻ってよく整理する必要があると思っております。もう一つは、課税最低限に与える影響です。先ほど資料（総5－2）で、地方住民税について地域社会の会費だという言葉がありました。これは、地方税だけではなくて、国税にも当てはまることだと思います。資料（総5－1）の5ページの右側、平成12年の政府税制調査会で作成された資料の課税最低限については云々というところで、「個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要性などを踏まえて総合的に検討していく必要があります」と書かれています。今回、

課税最低限が引き上げられたことになるのですが、そのことが地域社会、国が提供するサービスに対する認識、関心、あるいは負担という点でどういう影響を及ぼすのかを中長期的に冷静な視点から見る必要があるのではないかと思います。

もう一つ、14ページですが、今回、配偶者控除と特定扶養控除について、扶養している側の税負担と扶養される側の税負担を分けて説明してくださっていて、働き方の調整をする人と、その働き方の調整によって税を軽減される人が異なるという、2つの制度の特徴が非常に分かりやすく説明されていると思いました。こうやって、子を育てるためにかかる親の経済的負担を軽減するための特定扶養控除と比較した上で、同列であるはずの配偶者同士に、一方が労働調整をすることの恩恵を他方が受けるような制度を当てはめることが適切なのかということについて検討してみたいと思います。許されるならば、法の専門家の御意見を聴き、しっかりと基礎を踏まえて判断する機会があればいいと思います。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

吉村委員、お願いします。

○吉村委員

物価上昇と税制との関係については、幅広く様々な論点がありますところ、今回の改正においては、税負担の調整及び就業調整の対応という観点から、きめ細かい対応がなされたということをお説明いただきました。非常によく分かりました。ありがとうございます。しかしながら、本来、所得税に限らず税負担の在り方については、控除と税率と一体として議論されるべきであって、今回、控除についてひとまず先に対応されたということで、所得税負担の全体の在り方としてはいびつなものになってしまっている懸念があるのではないかと考えております。そういった意味で、今後の検討においては、今回の改正を踏まえた上で、税率構造も含めて、所得税の負担が我々国民の間でどのような在り方になっているかということを見ていけたらと考えております。

また、御説明がありましたように、地方税、住民税はフラット税率、10%の税率のみになっておりますので、控除の在り方がそのまま納税者のカバーされる範囲に直結してしまう構造を持っております。そのため、所得税と住民税とで異なった対応になったということでしたが、そういった構造も含めて、住民税、所得税を併せてどのような在り方が望ましいのかも考えていかなければならないと思っています。

さらに、佐藤特別委員から御指摘がありましたとおり、所得分配、あるいは再分配という観点からは、所得控除ではなくて、税額控除あるいは給付による対応が望ましいというのは一致しているところだと思います。マイナンバーをはじめ、そのためのインフラ整備は進んでおりますし、所得税が有する再分配機能に対する信頼性を高め

ていくためにも、中長期的な課題かもしれませんが、そのような方向性の上で議論していくことが必要ではないかと思っております。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

次に、赤井特別委員、お願いします。

○赤井特別委員

2点簡単に。まず1つ目は、ほかの方も言われていますが、今回、かなりいろいろな政治的なところと、あとは税収を確保しようという皆さんの努力もあり、それなりに税収も確保されるような形の制度になったかと思うのですが、結果として、かなり複雑化してきている。ほかの方も言われたように、所得控除で議論していることが多いので、将来的には税額控除にして、税収を確保できるような制度の下で簡素化するという方向もあると思います。

2つ目は、15ページの学生の課税のところです。初めのところに、「厳しい人手不足の」と書いてあって、学生も労働人材の一つとして捉えているのかと思うのですが、大学に勤めている側からすると、やはり学生は勉強してもらうことが大事なので、100万円から150万に広がったというのは、人手不足にはいいのかもしれませんが、学生が勉強する時間というものがそれだけ減ってしまうのではないかという懸念もあり、もう少しこの制度の効果を今後見ながら、減らすことは難しいのかもしれませんが、そのような視点でこの制度も見っていく必要があると思いました。

以上です。ありがとうございます。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、権丈委員、お願いします。

○権丈委員

今、赤井特別委員から話がありましたように、「人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応」というのは、授業で使えないですね。こんなもので税が動くということは、もう少し根本的に考えていかなければいけないことですし、大学生の子の親への控除というのも根本的なところから考えていくというのを、ぜひこれから先の所得税の議論の中でやってもらいたいと思う。

と同時に、同じ話ですが、今回の所得税の改正について、私はネット世論の影響というか、制約をかなり強く受けているのを感じます。今のところ、こうとしか書けない。他の理由を書けないという制約がある。大学生に対する基礎控除の上乗せ特例というのも、収入に関わらずみんな同じような額を控除できるようにというのであれば、2万円をみんなに配ればいい。しかし、ネット世論の制約上、これもできません。

そのような局面に今いることを私たちはしっかりと理解しておくと同時に、今週の

土曜日に私は日本経済政策学会で、「再分配政策とアテンション・エコノミー」という話をするわけですが、今はかなり理屈の世界と違うものが、公共政策の制約になってきている時代に入っています。

例えば、1920年にラジオという新しい情報伝達手段が出てきた影響で、オルテガが1929年に『大衆の反逆』を書く状況が生まれ、30年代になると、ドイツではいろいろなおかしいことが起こってくる。対抗策としてルーズベルトが炉辺談話を始めたり、チャーチルもラジオ演説を始めるというような、いろいろな形で対応していこうという努力を人類はどうもやってきた。しかし世界は新しい情報伝達手段の影響の中に飲み込まれていった。そのぐらいのことが今、アテンション・エコノミーの下で起こっていることを、今我々は考えていかなければならず、何とか財務省も頑張ってもらいたい。

年収の壁の資料で、壁ではありませんと書かれています。みんなが壁と言うが、壁ではないことをしっかりと記していますが、私はもっと自信を持ってどんどん公に議論をして、ネット世論と言いますか、アテンション・エコノミーにどう対応していくかについて、税、あるいは私は年金でこのような世界にずっといるわけですが、しっかりと対応していくことを、これから先、所得税の問題を考えていくのであれば、そのような体制もしっかりと考えてもらいたいと思います。

「人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応」というのも、説明としては学徒出陣か何かと同じだとの説明ぐらいしかできないわけで、これが財務省の資料に載っているというのは、私はちょっと理解できないが、ネット世論は、ここに書かれている理由で、この制度を動かすように言ったことだけはどうも確かで、世の中の人たちに、こうした政治のメカニズムをもう少し理解してもらっていいのではないかと思います。

○翁会長

ありがとうございました。

辻委員、お願いします。

○辻委員

今回、この税制改正については、例年にも増していろいろ報じられ、特に基礎控除の在り方や課税最低限の話については私も改めて考えました。いろいろな流れの中で、辛うじてこの水準で改正が進みつつあるというのは、何とか頑張ったのだろうという意識を持っています。ただ、今日、資料（総5-1）の5ページにおいて、もともとの「課税最低限の趣旨」を改めて記載していただいておりますが、個人所得課税を通じて公的サービスを賄うための費用を国民が広く分かち合う必要があるといった「必要性」の中には、税源のボリュームとして必要だということもあるかもしれませんが、所得のある人に対しては所得の多寡にかかわらず、一定程度を御負担していただくことが、政府に対する愛着を深め、政府の支出に対する目も鋭いものにしていく

ことを考えますと、本来は所得のある人に広く薄く負担していただくということからすると、物価に見合った程度に上げていくことが本当にいいことなのかということに関しては議論が必要で、私は検証が必要になると思っています。それは、どのぐらいの税額が確保できたかという観点よりも、最低限保障していただくということが、住民の皆さん、国民の皆さんにどのぐらい意識してもらっているのか、どのぐらい控除をしっかりと把握しているのか、それが自分たちの行動にどう結びついてきているのかということに関して、過去の部分を中心にしっかりと検証していくことが重要ではないかと思います。

この観点からすると、今、人口減少社会になって、とりわけ地方では高齢化が進み、なおかつ所得を持っている人たちもかなり限られた所得の中で暮らしている一方、政府がやらなければならない更新需要を満たす財源をどのように調達して賄っていくか、せっぱ詰まった状況になっています。このことに一定程度御理解をいただいて、財源も調達するという観点からすると、やはり基礎控除の在り方に関してはかなり慎重に引上げ幅を抑制せざるを得ないという状況であり、今回、住民税について基礎控除の引上げが見送られたのは望ましいことではないかと思いました。これが今後、所得課税部分の基礎控除の在り方も含めて、物価なら物価に合わせて、どのぐらいまで上げていくかについては科学的な検証が必要だと思っています。

以上です。

○翁会長

どうもありがとうございました。

諸富委員、お願いします。

○諸富特別委員

資料の10ページについて、皆様、コメントされていますが、私もさせていただくとして、今回、控除を引き上げた措置については、皆様が仰っていますように、仮に控除を178万円に引き上げていくと巨額の税収ロスが発生する可能性があったということと、それから、絶対額にして高額所得者ほど多くの還元が行われていくことになるが、それは本当に必要かと。物価上昇の影響がどちらかといえば逆進的に効果を及ぼすことを考えますと、高所得者まで含めて多額の還付が本当に必要かという疑問点があったと思います。今回は、複雑になった、いびつであるという御批判もありますが、このような懸念点に対して、所得に応じて多少異なりますが、2～4万円還付が行われるような形で控除引上げが行われ、税収ロスも最低限に抑えた点はよかったと考えています。ただ、課税最低限以下の方々には、物価上昇の影響を受けているにもかかわらず何の恩恵もありません。そのため、ここは引き続き課題として残ったはずです。そこで、佐藤特別委員、吉村委員からも御指摘のあった、所得控除よりも税額控除がいいのではないかと、さらに言うと、給付まで含めて考えたほうが課税最低限以下の方々まで含めても物価対策になるのではないかという議論はありますが、ここも自民

党において、給付措置を打ち出すという報道がありましたが、結局、不人気なために撤回されたわけです。世論調査では、減税のほうが給付よりも要求が強いです。この社会心理的な背景についても少し考えておく必要があると思いました。つまり、我々は合理的に給付のほうがいいと言っても、それは不人気であるという世論があるわけです。これからどのように控除を引き上げるか、あるいは引き下げるかという方向ですが、その具体的な方策は、例えば、物価上昇率、CPIなどを指標に取って、究極には自動調整していく。その度ごとに、上げるか、下げるかというのではなく、インデクセーションさせて自動調整するというのが一つの究極の姿ではないかと思います。その度に決めるのは、今回経験しましたように、どうしても政治問題化するおそれがあります。そういう意味では、政治問題から切り離して、事務的、自動的に調整していくのが一つの究極の考え方だと思います。ただ、5ページの右下に書いてありますが、公的サービスの費用を分かち合うために所得税の負担を考えるという趣旨もありますので、所得税の負担率を絶対に一定にさせるのであれば自動インデクセーションですが、そうではなく、ここはより多くの方々にこれからの高齢社会の負担を分かち合っていただくため、むしろ負担率を上げるべきではないかという決断もあり得ると思います。そこはやはり政治決断なので、政治合意ができれば、自動調整の範囲を超えて上げたり下げたりというのはあっていいと思っています。とはいえ、今回は複雑になったということがありますし、時間制約の中で大変だったと思います。今回は急いだ制度対応でしたので、今後、抜本改革について、恒久的な制度に向けて控除措置の在り方を考えるという81条第1項、この点は非常に大事な点だと私は考えます。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

秋池特別委員、お願いします。

○秋池特別委員

本日の資料は、壁などについて大変分かりやすくできていると思います。かねてより財務省としてはこのような資料を用意されていたと思いますし、発信も試みておられていることが大変よく分かった上で、やはり国民の間に、これ以外にもなかなか税は難しいこと、ある意味で思い込んでしまっていることもありますので、正しく伝えるといいなと思いました。これは感想です。

1点、今回、資料（総5－1）の3ページなどにもありますように、物価動向を勘案しての控除の引上げがなされたわけですが、この控除についても、物価等々を含め、歴史的な背景の中で、そう簡単に変えられるものでもないと思いますし、様々な議論がある中で非常に御苦労してここに落ち着かせたのだと拝察するのですが、やはり控除を実額でやるというのは、なかなか難しいと思っています。物価を前提にした上で実額であるというのは、将来のことを考えますとやはり何か理屈づけは今後必要であ

り、フォーミュラーにするわけにもいかないと思うのですが、なぜ今回10万円であったのかについての理屈が今後の議論の中で何らか形成され、将来に向けて、よい制度であったとなるようにしていく努力はこの場でも継続的に必要だと思いました。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

梶川委員、お願いします。

○梶川委員

今回の税制改革、もちろん理論的にインフレの状況であるからということで、所得税、基礎控除というようなこともあります。かなり大きなきっかけとして、ある種の政治的な要請の部分で、非常に分かりやすい御主張が出た部分に対してどのように応えていくかがあると思います。ワーディングとして非常に分かりやすく「103万の壁」であるとか、「手取り」をどうしようかと。これは分かりやすいのですが、御説明いただいた今の制度での事実を必ずしも正確に、さっきネットのお話が出ましたが、一般の国民の方に伝わっているかという部分があるのです。それに対して、もちろん財務省当局として、税源に対する考慮などいろいろなことで、今回こういう控除を作っていたと思います。要求の主張は分かりやすいですが、これをこういうふうに答えられるという答えるほうは、私も素人とは言えないものの、全体の制度を答えていくのはかなり難しいと思います。その一つの原因として、控除そのものが少し継ぎはぎ的に作られたところもあり、所得段階によって控除額が違ってくるので、何とかの壁と言われたときに、国民が納得していただけるように答えるというのが相当難しいのではないかと思います。この辺は、少し簡素化の話というのを、こちらからもしっかりと政治的に御説明いただくということをお考えいただきながら、政府税調でもそういう意味では考えていかないと、せっかく何万円の壁というのは変えたのだ、努力されたということも相当説明しにくいということを理論的なことではなく感じました。したがって、私としては分かりやすさについて議論していてもいいのではないかと。もともと基礎控除は何の意味があるのかという理論的なことも大切ですが、それと現実の財源確保のような御苦勞の話を、あまり行政的な苦勞に寄せずに、この中でも議論をしていただきたいというのが一つです。

もう一つは、延長線上といいますか、先ほど赤井特別委員やほかの先生が言われたように、学生が働きやすくしようという社会状況に対する政策的な対応は、税の話で話せる話なのかということはかなり感じるころです。更に学生がアルバイトできればいいという話になりかねないのは、現実に対応するという点では重要ですが、やはり検討が必要で、検討というのは税当局がという意味ではなく、私は個人的に一納税者としてはむしろ政治のほうにお願いしたく、ここまで税に調整機能を持たせるというのは、大きな所得再配分の話かもしれないのですが、政策的方法論が違うかなとい

う気がとてもします。

最後に、ワーディングで「手取り」という話題がすごく出ていました。手取りを引き上げようと。これは、事情が分からない一国民としては、完全に社会保障と税を合わせて議論されている部分が圧倒的に多いと思いますので、この部分も税の担当ではどこまでできて、保険料のお話を一体改革という意味で併せてどんなふうに説明をしていくかが非常に必要です。国民年金等々も含め、社会保険料自身について、国民が実はよく把握できていないということがあり、その分の控除も含めて税と合わさってしまうので、言うほうは「手取り」という一言で整理がつきますが、それに答えるほうは一体で話をしていけないともう無理ではないかという気がいたしました。

以上、取り留めのない３点ですが、キーワードとして、とにかく何とか分かりやすく議論を進めることもここでの議論には必要ではないかという気がしています。

○翁会長

ありがとうございました。

阿部特別委員、お願いします。

○阿部特別委員

最初に、政治的に突然の要請があり、その中で役所として、恐らく短期的に今の制度の中で何らかの手当てをすることで望みに応えることにせざるを得ないと思うので、結果的にどんどん複雑になって、簡素からはほど遠くなるということだと思います。したがって、できるだけ先回りをし、この中では抜本的な改革ができるようなアイデアが整理できるといいとまず大前提に感じます。事業者の立場で、壁の問題について、社会保障は別として、税については、圧倒的な労働力不足の中で労働の調整が行われるような制度は少なくとも早く解消されないといけないということですが、より具体的には、正規、フルタイムで月額報酬が決まって仕事をしている人たちと、非正規、時給でお仕事をされている方たちを一緒くたにして同じ制度の中で扱うと、うまく合わないことがあるのだろう。大学生のアルバイト等も同じですが、あくまでも非正規で、空いた時間をうまく利用しながら一生懸命仕事をするという時給で仕事をされている方々についての制度を別に何か考える。どういうことができるかということについて、制度設計そのものに具体的なアイデアがあるわけではありませんが、一定の報酬を月額でもらっている人たちと同じ制度の中で議論するので、うまくかみ合わないのではないかという気がしています。

最後に、物価の上昇があるから、税で何か手当てをしないといけないというのは根本的に違う感じがしており、物価の上昇があっても、総収入なり、所得なりが安定的に増えていけば、あるいは物価の上昇を超えて増えていけば、何も手当てする必要は基本的にはないと思いますので、事業者側は一生懸命賃上げを実現していきながら、働いていただいている人たちに楽しく幸せな生活を送ってもらいたいという気持ちがいっぱいですが、恐らく物価の上昇と所得の上昇でギャップがあり、そのギャップを何

かで埋めなければいけないということだと思います。税で可処分所得を調整することが考え方として正しいのかについて、私はにわかに疑問を抱いています。もし短期的にそういうことをするのであれば、一時的にでも税額控除をするなり、給付で対応するのが、恐らく短期的なギャップ解消であれば正しい考え方なのではないかと改めて感じているところです。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

それでは、増田特別委員、お願いします。

○増田特別委員

改正の御報告をありがとうございました。現状の物価高の状況から、一消費者として、物価動向を勘案した改正は一見非常にありがたいと思う反面、それを連動させるというか、社会情勢が変わったときにどうなるのかについて、もし将来的に議論される可能性があるのであれば、最初から言ってほしいと思います。最初から言っていないと、常に下がるということが想定できないと思いますので、そのようにお願いしたいと思います。それと、税の仕組みはもともと非常に分かりにくく、また、一般の国民からすると関心がある意味低い、積極的に知ろうと思っていない分野だと思います。ですので、この改正を機にしっかりと広報していただきたいと思うのですが、今までにも103万円の壁はないということ自体が十分に理解されていないと感じています。働く本人だけではなく、家族、例えば、妻が働いて夫がいるような方、夫自体が理解していないということもありますので、ぜひとも会社のほうからも説明をしていただくことが必要だと思います。それから、世帯の在り方や働き方は、今非常に多様化しており、フリーランスの方や非正規の方がたくさんいらっしゃいますので、そのような方たちはどうなるのか、あるいは、今回の改正において自分はどのパターンに属するのかということも含めて、分かりやすく教えていただく必要があると思います。大学生のことにしても、非常に効果があるとは思いつつ、基本的には学生のうちにしっかり学習し、社会に出たらしっかり納税していただく大人になってほしいと思っています。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

奥平委員、お願いします。

○奥平委員

今回の税制改正に当たっては、悪役を全て引き受けて、法律であつたり、経済学的なインセンティブの面から理屈を通したり、あるいは政治の面から理屈を通そうとするために大変な御苦勞された方々がいらっしゃって、その御苦勞を思うと本当に頭の

下がる思いでいます。

とはいえ、かなり複雑な制度になってしまったことは、他の先生方も御指摘される通りです。経済学の最近のエビデンスでは、税が複雑になると、そもそも制度全体としてフェアではないと思われてしまうというアメリカの研究や、少しでも複雑な税制になってしまうと、皆さん勘違いをして最適な行動から離れてしまうことをフィールド実験で示す研究もあります。理屈を通そうとして、経済学者も気にするような閾値のインセンティブを調整しても、実際に経済主体の頭の中で理屈が通っているかというとは違って、シンプルに税制をつくらなければいけないという意味では今回は理屈が通ってなかったと思います。

これに対して、どうしたらいいのかを考えていたのですが、他の先生方が言われるように、基礎的な人的控除の部分を税額控除化する必要があると考えています。それは、一つには所得再分配機能として税額控除は分かりやすい点があります。税金が幾ら減りますと金額で出ますので、再分配政策としても分かりやすいですし、所得が比較的高い方々に多くの御負担をお願いすることで、再分配機能を保ちやすい側面があります。もう一点の理由として、制度としての広がり大きさがあると思います。広がりがあるというのは、幾つか意味がありますが、例えば、10年ほど前の政府税制調査会で、移転的基礎控除を税額控除によって行う案が検討されたことがございました。そこに話を延ばしていけることも、一つの広がりがあるという意味で税額控除化が望ましいのではないのかと考えています。

経済学者の方々は税額控除が優れていることを前から言われていて、私も経済学者の一人で、その通りだと思うのですが、とはいえ、実務上はいろいろ課題があるとも伺いました。どういう課題かと言いますと、所得税制においては、収入から扶養控除を差し引いて担税力を測ります。例えば、大学生の娘を扶養しているから、その分、担税力が下がるので、担税力が下がる部分を4ページの図のとおり差し引いて、課税所得を定義するということでした。こうしたタックスベースが担税力の指標となって、他の地方行政における手当て、あるいは企業内の手当て、社会保障制度の所得基準、そういったところに既に連動して使われている点が難しいと。税額控除と簡単に経済学者は言うけれど、そこをどうするのか、そこが大変なのだというお話を伺いました。

私は、この点はこれからの日本の所得税制を考える上でとても大切なことだと考えています。例えば、特定の属性を持つグループの方々が、扶養控除などの人的控除によって、働き方やライフコースの選択に影響を受けてきたとすれば、それが社会的な制度を通じて、税制で額面上は壁がなくなったとしても、他の制度を通じて、広く影響を与えてしまったかもしれない。だとしたら、あえてそこを狙って変えていく必要があると考えます。つまり、税制を変えることで他の制度の在り方を見直すことを社会に要請するという意味です。もちろん、実際に過去の税制が本当に特定の属性を持

つ人たちのライフコースや働き方に影響を与えたかについては、エビデンスを確認する必要がありますと思いますし、税制以外にも家族に関わる手当てが作られておりますので、そういったものの整合性や統廃合についても確認する必要がありますと思います。また、実務的には大変なお話で、財務省の方は相当苦勞されることになるのだらうと思います。弊害はありますが、やはり税額控除は所得再分配機能としては優れていることと、家庭の中で扶養を受ける人を固定化せずに、家庭内で稼得能力を分散する余地を与えられるということ。それから、扶養される側から、生涯の手取りを増やすことのできる、自分で稼ぐことのできる人を自然に生むような仕組みをつくる余地が大きいという意味で、やはり税額控除は考えていくべきだと思います。

物価対策をするに当たっても、所得控除で考えるのか、税額控除で考えるのかによって方針が変わってくると思いますので、ぜひ基礎的な人的控除を税額控除化するというオプションを加えて考えていただきたいと思います。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

矢田委員、お願いします。

○矢田委員

先ほど権丈委員も少し御指摘されていましたが、世論との関係で税制議論を見ると、最近ちょっと引っかかっているのがあり、最新の世論調査で、物価高対策で現金給付は正しいか、効果はあるかという質問に対して、78%が「ない」と反対なわけです。一方で、減税はどうかというと、60%が「賛成」である。しかしこれは実際、財源がないところは同じで、期間も短期である。ここまで差が出るというのは何だろうかと思っていて、逆に財務省に分析を聞きたいところでもあります。もし、給付、イコールばらまき、イコール悪みたいなイメージがついていて、減税イコール、唯一の正しい政策であるみたいなのが植えついてしまうと、今後こういうのをやりづらくなるなというのがあり、正しいメリット・デメリットというのはしっかり、それは我々の仕事でもあるかもしれないですが、示していくことは重要だと思っています。今回は物価高対策なので、特に食品の軽減税率ということであるならばまだいいと思うのですが、減税というのが唯一の正しい政策であるというのが広がっていくとなると、それを直していくのはなかなか大変ですので、今のうちに正しいメリット・デメリットを、別にどちらがいいというわけでもないのですが、いろいろなものをしっかり示していくという議論をしていくべきだと思っています。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

櫻井特別委員、お願いします。

○櫻井特別委員

私からは、特定扶養控除の見直し及び特定親族特別控除に関して意見を申し上げます。先ほども何名かから意見があったところですが、今回の見直しが学生により働いてもらおうということで、深刻な人手不足の対応という側面があることは理解していますし、実際、学生のアルバイトが社会や地域経済を支えているという側面もあると思います。一方で、先ほどから指摘があるように、学生の本来の役割は、単に労働力として時間を費やすことではなく、学びを深めて視野を広げ、その学びを将来的に社会に還元していくことにあると考えています。現状、学費や生活費の負担から、長時間アルバイトをせざるを得ない、学ぶ時間を削っている学生も少なくありませんが、今回の見直しがさらにその傾向を助長し、教育そのものの意義が軽視される方向に進んでいないかという懸念を感じています。財務省というよりも政府全体として、学生にもっと働かせる方法ではなく、働かざるを得ない状況をどうすれば減らしていけるかも考える必要がありますし、この制度がマイナスに働かないということをしっかり見ていく必要があると思います。学生が安心して学びに専念できる環境を整えることこそが、長期的に見れば、国や地域、そして、企業にとって大きな利益になると思います。

もう一点、こちらも皆さんから出ておりますが、今回の改正に当たっては、その目的とか仕組みが国民にとって非常に分かりづらいと思っています。制度全体が伝わりにくいため、十分に理解されないまま、SNS上の断片的な情報を信じてしまったり、自分の判断軸を持ちづらくなっているというのが今のこの状況を生んでいると思っています。もちろん、税制は専門的かつ複雑な分野であることは理解していますが、だからこそ、国民の暮らしに直結する制度の背景や意図をできるだけ平易な言葉で発信していただくことが制度に対する納得感と信頼に繋がるとと思っています。これを見たときに、若い世代が、日本はこういうことを考えているのだ、財務省はこういうことを考えているのだというのがしっかり分かる。それが分かると、大人たち、特にSNS上でいろいろなことを言っている人は、若い人というよりかは比較的大人の世代が多いのではないかと思いますので、そういったところをぜひ取り組んでいただけたらと思っています。批判を恐れずに、ぜひ財務省としての考え方や取組を積極的に分かりやすく社会に伝えていただくことを、若い世代の一人として強く期待したいと思いました。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

伊集特別委員、お願いします。

○伊集特別委員

既に多くの先生方から様々な御指摘がありましたので、私から特に付け加えること

はあまりないのですが、今回の御説明に関連して、税制を議論する前提あるいは関連する部分との繋がりを気にしています。今回、様々な措置が取られた背景には、物価が上昇する中で国民の生活が厳しくなっているときに、先ほどあった可処分所得とか手取りが増えない中で生活が苦しいというのが切実な状況としてあるのだと思います。それに対応するように、今回の所得税の措置、あるいは最近では消費税、ガソリン税をやはり減税してもらいたいという要求があるし、それに対応しようとする政党の税制上の提案の動きもあるわけです。それらの議論の背景として、日本の財政状況は、債務残高が大きい中で財政運営をしていく。日本の場合、内国債に発行が限定されており、特に日本銀行が間接的に買い支えるという形でやってきましたので、財政破綻のリスクが小さいと指摘されるわけです。それは確かに事実であって、だからこそ、こういう状況においては国債発行もやむを得ずというところで、むしろこの状況を踏まえればぜひ積極的に減税をしていってほしいという声も強いかなと思います。ただ、中長期的な観点で気をつけておかないといけないのは、財政破綻のリスクが小さいからこそ、これは単年度ということではないですが、財政規律を維持していくことが重要であるということの認識をしっかりと共有しておく必要があるのではないかなと思います。その上で、今日もいろいろ御指摘があったように、所得再分配に配慮したような形で税收調達をしっかりと行っていく制度設計が必要ですし、そのための前提としての財政規律を中長期的に維持していくことを踏まえる必要があるのではないかなと思います。それと関連して、今の状況に対して国民の手取りを増やすというところの対応で税制を使うことに論点が集中しているかなと思います。既に指摘もあったとおり、手取りを増やすという意味では賃金を上げることも重要な柱になっていて、今年度などもこのような対応はあったわけですが、日本の場合、それが必ずしも十分でないという状況があるのではないかなと思います。この辺りは議論が難しく、税制調査会でどの程度対応するかという問題はあるかもしれませんが、税制を議論する前提として、昨今の状況において、例えば、近年の世界的な物価上昇を賃上げで吸収するような動きは世界的に見て、特に欧米諸国などを見た上で、どういう状況になっているかというのは、我々の制度を検討する前提の情報として整理しておく必要があるのではないかなと感じているところです。やや話がずれるのですが、今回、国民から減税に対する要求が大きいという中で、私も学生などを連れながら様々な運動や活動している方々にお話を聞いていくと、先ほどもありましたが、税制は難しいのでどういうふうに理解していいかわからないものの、現状において、税というものに興味を持って自分たちの声を上げていくことは非常に大事なので、いろいろ活動を始めた方は多いわけで、これ自体は財政を民主的にコントロールするという観点から望ましいことであると思います。一方で、その人たちに話を聞いたときに、生活が苦しい中で減税してほしいという要求と、例えばフリーランスの方が取引相手に対して、自分たちに正当な対価の上で取引を行ってほしいとか、あるいは雇用者が雇用主に対して賃金を上げてほしい

ということに対して、そこにはなかなか声を上げられないのが実態なので、その部分を政府が税を使って考慮してほしいという形で、どうしても要求がしやすいところで、その要求は全て税制のほうに集中してしまっているという状況もあるような、これは根拠がしっかりしたものではないですが、感想を持っているところです。そういう意味でも、繰り返しになりますが、税制の対応の一方で、国民の生活という意味では賃金の引上げをどうやっていくかを踏まえた上での議論が欠かせないと考えています。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

武田特別委員、お願いします。

○武田特別委員

今回は、様々な御意見が出る中で、環境変化を踏まえつつ財政への影響にも配慮し、改正いただいたと思います。非常に御苦勞されたと思いますが、関係者の皆様の御尽力に敬意を表します。

その上で、意見を2点申し上げます。1点目は、経済社会の構造変化を踏まえた抜本的な改革については、腰を据えた議論が必要という点です。今回の年収の壁の議論は、そもそも壁ではないという問題がありますが、これを契機に、長い目で見て、環境変化を踏まえらるる税制に変えていくことができれば、雨降って地固まるという形で、よい方向に向かうと考えます。過去には実現できなかったことでも現在では可能になったことも増えていると思います。デジタル化やマイナンバーの普及を前提に、過去はデータが取れずに頓挫していた問題も、一步踏み込んだ議論ができると考えます。

2点目は、低所得者が感じているインフレへの意識と、財政に対する理解の浸透をどうバランスを取っていくかという点です。税について、減税が良いか悪いかと問われれば、恐らく誰しも減税自体を嫌と言う人はいないと思います。その情報だけで質問すればそうした結果になるかもしれませんが、併せて必要なことは、日本の財政が置かれた状況や税は何に使われているか、特に社会保障との関係性について、語っていく必要があると考えます。また、メディアの方にも質問として、プラス面だけではなく、こういう状況がある中でどちらが望ましいかといった両面で世の中の議論の喚起をしていく必要があると思います。ちなみに、私どもで、2023年に日本の生活者に財政に関してアンケートを実施しております。今後、財政危機に陥るかどうかという質問で、「今後10年以内」、「自分が生きている間」、「自分の死後」、そして、「財政危機は最終的に回避される」という4択ですが、結論は前者の3つ、つまり、いつかは財政危機になるのではないかと考えている方が79%にも上っていました。恐らく国民の財政に対する感度は皆が低いわけではなく、サイレントマジョリティーはうっすらと気にしながら暮らしていらっしゃると思います。一方で、足元のインフレ

に対し、低所得者や非正規の方々は生活の苦しさ、インフレの急激な上昇に対する不安、今後も上昇し続けた場合にどうなるか、そういう不安をお持ちということにも配慮が必要だと思います。財政の健全化を維持しながらも、従来のインフレがない世界から、インフレが毎年起こっていく中で、制度として政治に介入されない仕組みをどう築いていくかも重要な論点かと思います。したがって、腰を据えた議論と政策のプラスマイナス両面の議論をしていく必要があると考えます。

以上です。

○翁会長

ありがとうございました。

清家会長代理、お願いします。

○清家会長代理

私は1点、先ほどから、特定親族特別控除について、赤井特別委員あるいは権丈委員、櫻井特別委員が意見を述べられましたけれども、私も全く同意見です。特に、配偶者控除あるいは配偶者特別控除等については、もともと壁はなかったわけですが、特定扶養控除については実際にはっきりとした壁になっていたわけですから、今回このような措置を講じたということは、壁を取り除いて就労を促進するというメッセージをはっきりと出したことになると思います。しかし、先ほど皆さんが仰っていたように、学生の1日の時間は一定だとすれば、睡眠時間等を削らない限り学習時間が減るわけですので、好ましいことではない。ちなみに、御存知かと思いますが、法律的にも、大学設置基準等では通常1単位の授業は45時間程度の学習によって修得できる内容で構成されるというふうに定められています。特に専門課程の授業は大体2単位ですので、90時間の学習で修得されるという定めです。したがって、講義の時間は大体90分ですので、これを15回やるとしても22.5時間ぐらいでしょうから90から22.5を引いた67.5時間は、授業以外の時間で学生に予習や復習をしてもらうことで成り立っており、そんなにアルバイトに励む余裕はもともとない建前になっています。ちなみに、私が10年ぐらい前に権丈委員もお勤めの大学の学長をしていた当時、今でも覚えておりますが、文部科学省からきついお達しがあり、必ず半期15回の授業をするようにと言われました。14回と15回でどんな違いがあるのかといった御意見もある中で、先生方には学会等で休講した場合には必ず補講をしてください。それから、それまでは開校記念日などは休講にしておりましたが、開校記念日も授業を行うようにした記憶がございます。そういったことから考えましても、今回の改正については、これは決して大学生の就労時間延長の勧めではないという説明をしていただく必要があると思います。矛盾する言い方になるかもしれませんが、あくまでも学習に支障のない限りの就労であればそれを阻害しない制度にしたといった程度の御説明にさせていただきたいと思います。これは、単にかつて大学の学長を経験したからというだけではなく、労働経済学者としても、大学教育というのは大切な人的資本投資ですから、学習時間

の短縮は長期的にも人的資本投資量を減らして経済に悪い影響を与える可能性があります。つまり、今の人手不足を解消するために、将来の人的資本の機会損失を発生させるような政策というのは、ここでも今さえよければ将来にツケを回してもいいのだという考え方になっているようにも思いますので、その辺についてはぜひ説明ぶりをよろしくお願いいたします。

以上です。

○翁会長

それでは、皆様、ありがとうございました。以上で、意見交換の時間は終了したいと思います。大変有意義な御意見をいただいたと思っております。

最後に、私のほうから皆様に、本日の議論も踏まえ、今後の議論の進め方、特に個人所得課税に関する議論の進め方に関してお諮りさせていただきたく思います。用意いたしました資料を画面に投映します。御覧いただきますように、「物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討」というペーパーで、今後の政府税調における議論に関する御提案を皆様にさせていただければと思います。

本日、事務局からの説明にもありましたとおり、今年度の税制改正法の附則で、政府は、我が国の経済社会の構造変化を踏まえ、各種所得の課税の在り方及び人的控除をはじめとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革について検討を行うこと、また、その検討に当たっては、基礎控除等の額が定額であることにより物価が上昇した場合に実質的に所得税の負担が増加するという課題への対応について、物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げるという基本的方向性により、具体的な方策を検討するものとするとして規定されました。これを受けまして、今後、政府税調において、今申し上げた点について、中長期的な視点も踏まえながら、専門的・技術的な観点から検討を行っていかねばと考えております。ついては、昨年11月に設置された「活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合」を活用して、まずは同専門家会合で総会での議論のための素材や論点の整理を行い、適時のタイミングで総会に報告を行っていただくとともに、総会の中でも改めて委員の方々に御意見をいただいております。また、同専門家会合において具体的に議論を進めるに当たっては、まず初めに、先ほどの法律により明示的に検討が求められている、物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策から検討を始めることとしてはどうかと考えます。なお、その議論の際には、法律にも明記されているとおり、所得税の源泉徴収義務者の事務負担への影響も勘案しながら、丁寧な議論を行っていただければと思います。さらに、詳細な進め方などに関しましては、専門家会合の佐藤座長にお任せできればと思っておりますが、必要に応じて私からも随時御相談をさせていただきながら、丁寧に議論を進めていければと思っております。

このような進め方について、皆様、御賛同をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○翁会長

ありがとうございます。

なお、今後、同議論を進めていく上では、先ほども申し上げたとおり、専門家会合と総会とのコネクションも非常に大切になってくると思っておりますので、佐藤座長とも御相談させていただき、私と清家会長代理は専門家会合に一委員として参加させていただければと考えております。このような個人所得課税全体にわたる課題を議論していくに当たっては、総会や専門家会合時における皆様方の御議論はもちろんのこと、それ以外の機会においても、随時、有用な御意見、御知見などをお聞かせいただければと思っておりますし、事務局を通じまして御意見をお寄せいただいてももちろん結構ですので、よろしくお願いしたいと思っております。いずれにしましても、政府税調においては、昨年11月に総理からいただいた御発言も踏まえ、引き続き丁寧に各議論を行っていきたいと考えております。どうぞ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の会議はこのあたりで終了します。

本日の会議の内容は、この後、私のほうから記者会見で御紹介をしたいと思います。

次回総会の開催日時などに関しましては、正式に決まり次第、改めて事務局から御連絡をします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして、また貴重な御意見を賜りまして、大変ありがとうございました。

[閉会]